

共同加工施設整備検討調査委託事業

## 委 託 仕 様 書

本書では、石垣市が平成25年度沖縄振興特別推進交付金事業を活用して実施する「ものづくり・マーケティング総合支援事業」において取り組む共同加工施設整備に関する検討調査事業（委託）を実施する上で必要な仕様について以下に記載する。

1. 業務名称：共同加工施設整備検討調査委託事業
2. 業務期間：契約の日から平成26年3月31日まで
3. 業務場所：県内及び県外
4. 業務目的：本市のものづくり産業（製造、加工、販売、小売業）の振興を図り、特産品の企画・開発やマーケティング並びに販路拡大を推進することにより地域経済の活性化や商業振興に役立てることを目的に、生産者や製造加工業者の特産品開発を支援するための共同加工施設を整備することについて調査・検討を実施し報告書を作成の上で提出すること。
5. 実施方法：委託による
6. 調査項目：
  - (1) 基本調査項目・・・本調査における必須の調査項目は以下のとおりとする。
    - ①地域資源を活かした特産品（食品分野）づくりに寄与できる施設の必要性とその類型
    - ②地元の生産者や製造及び加工業者による継続的なニーズが期待できるとともに、本市の特産品振興上必要な施設であるかどうかの見極め
    - ③原材料の供給について地元側の能力や体制（人員や生産高など）が見込める施設であるかどうか。
    - ④整備後の運営体制の構築（主体、人員、収支計画等）が見込める施設であるかどうか。
  - (2) 特記調査項目・・・基本調査項目以外で、本委託事業の業務目的の達成に有益であり本市の特産品振興に寄与すると判断できる調査項目として、受託者の提案により実施するもの。
7. 調査方法：

上記6で示した各調査項目の具体的な調査方法については、本仕様書では指定をせず、受託者の提案を基に受託者と市が協議の上で決定する。
8. 業務計画

受託者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を市（担当課）に提出し、承諾を得ること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) その他必要な書類

#### 9. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て委託者の所有とし、委託者の指示を得ないで他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

#### 10. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |                |      |
|----------------|------|
| (1) 調査検討報告書（紙） | 10部  |
| (2) 同上（データ）    | 1セット |

#### 11. 業務上の疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、市（担当課）及び受託者双方の協議で定めるものとする。

#### 12. 委託費

本仕様書に定める委託業務に要する費用は240万円（消費税込）以内とする。

#### 13. 支払方法

支払方法は一括払いとし、前金払いは行わない。

#### 14. 一括再委託等の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して、又は、委託者が仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### 15. 機密保持

本業務の遂行上知り得た機密の保持については万全の注意を払い、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。

#### 16. 業務担当課：石垣市企画部商工振興課（0980-82-1533）